

承認容器廃止届出書

発 20NFC(TE)20
令和2年9月18日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第24条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 輸送容器の名称

HDP-69B型

2. 承認容器登録番号【設計承認番号：J/2011/B(M)F-96(Rev.1)】

	承認容器登録番号	製造番号
1	S1B2011	HDP-69B型 1号機

3. 廃止の年月日

令和2年8月31日

4. 廃止の理由

HDP-69B型については、新たに取得した設計承認(平成31年3月29日付原規規発第1903293号(設計承認番号：J/2011/B(M)F-96(Rev.2)))に基づく容器承認(令和2年8月27日付原規規発第2008271号(承認容器登録番号：S1B2011))にて今後の輸送を行うため。

容器承認書

原規規発第1510143号

平成27年10月14日

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条第3項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第21条第1項の規定に基づき、平成27年8月24日付け発15NFC（TE）-029（平成27年9月7日付け発15NFC（TE）-030をもって一部補正）をもって申請のあった輸送容器については、同規則に定める技術上の基準に適合していると認められるので、同法第59条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 : 東京電力株式会社
住所 : 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
代表者 : 代表執行役社長 廣瀬 直己
2. 輸送容器の名称 : HDP-69B型

3. 輸送容器の外形寸法及び重量

(1) 輸送容器の外形寸法

外 径 : 約 3.6 m (緩衝体を含む)

長 さ : 約 6.8 m (緩衝体を含む)

(2) 輸送容器重量 : 110.6 トン以下

(3) 核燃料輸送物の総重量 : 131.8 トン以下 (架台を含まず)

(4) 核燃料輸送物の外観 : 添付図のとおり

詳細形状は、本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計変更承認申請書別紙の (イ) - 第 C. 1 図から (イ) - 第 D. 3 図までに示されている。

(5) 輸送容器の主要材料 : 添付表-1のとおり

4. 核燃料輸送物の種類

(1) 核燃料輸送物の種類 : BM型核分裂性輸送物

(2) 輸送制限個数 : 制限なし

(3) 配列方法 : 任意

(4) 臨界安全指数 : 0

5. 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

添付表-2のとおり

6. 承認容器登録番号【設計承認番号: J/2011/B(M)F-96 (Rev. 1)】

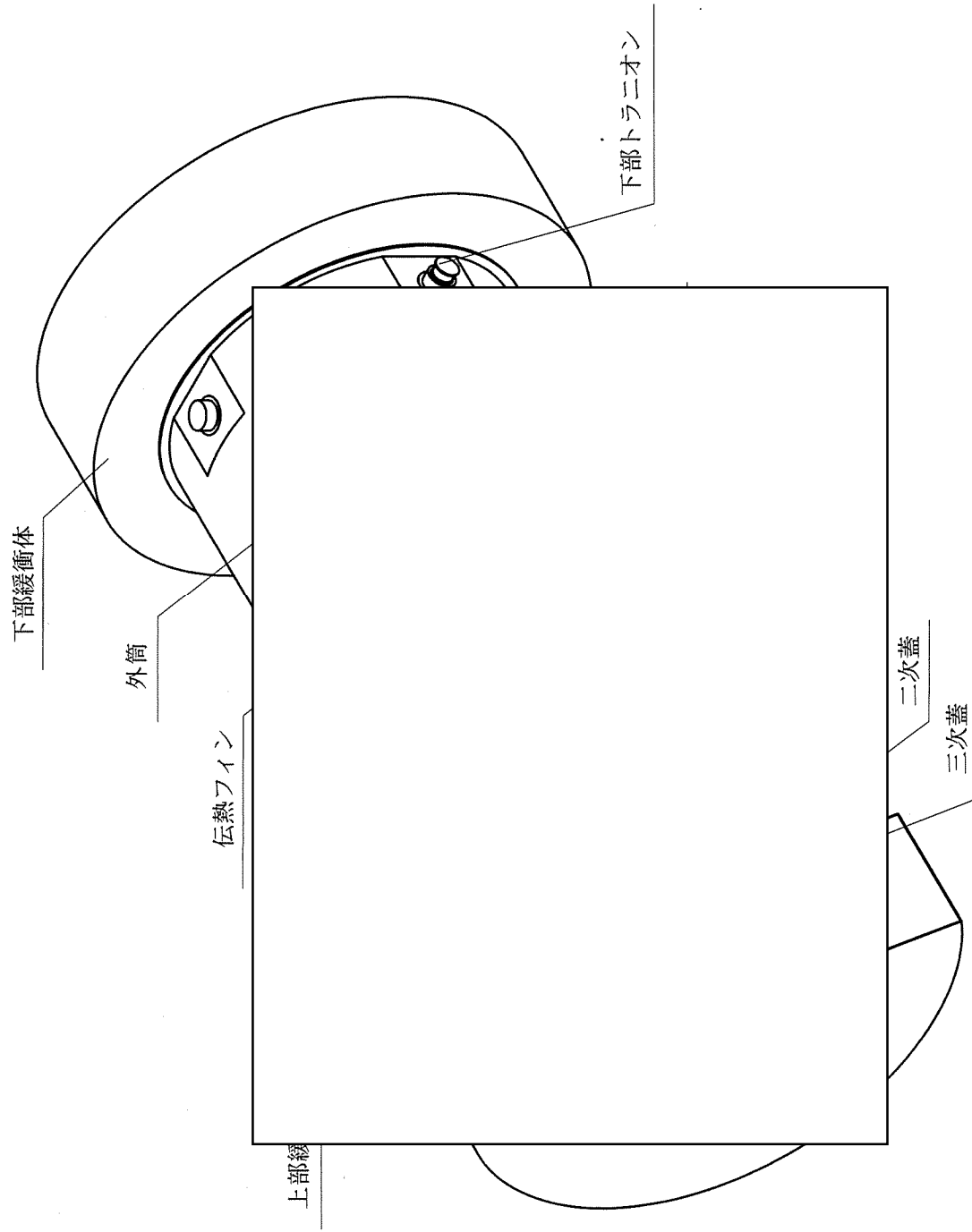
	承認容器登録番号	製造番号
1	S1B2011	HDP-69B型 1号機

7. 承認容器として使用する期間

平成27年10月14日から平成32年8月30日まで

8. 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項

本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計承認書 (平成27年8月31日付け原規規発第1508311号) の9. に示す輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項を遵守して実施すること。

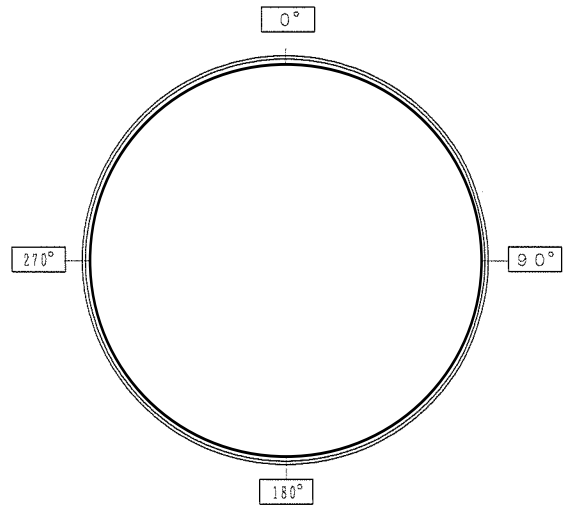


添付図 HDP-69B型核燃料輸送物外觀図

添付表－1 輸送容器の主要材料

輸送容器部位	主 要 材 料
胴、底板	炭素鋼
外筒	炭素鋼
一次蓋	炭素鋼
二次蓋	炭素鋼
三次蓋	炭素鋼
トランニオン	ステンレス鋼
中性子遮蔽体	レジン
伝熱フィン	炭素鋼（銅クラッド鋼）
バスケット	ほう素添加ステンレス鋼、 アルミニウム合金
緩衝体	ステンレス鋼及び木材

別図 燃料集合体収納位置



▨: 収納物平均燃焼度を超える燃料集合体の収納範囲

添付表－2 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

燃料集合体名称		B J 型	
		新型 8 × 8 ジルコニウムライナ燃料	
(輸送容器 1 基当たり)			
種類	軽水炉 (BWR) 使用済燃料		
性状	固体 (二酸化ウラン粉末焼結体)		
ウラン重量	12, 213 kg 以下		
放射能の量	総量	[]	
	主要な核種	⁹⁰ Sr	[]
		⁹⁰ Y	
		¹³⁷ Cs	
^{137m} Ba			
発熱量	12.1 kW 以下		
平均燃焼度*1	[]		
収納条件	収納体数	69 体以下	
	収納位置	収納する燃料集合体の燃焼度により収納位置 (別図のとおり) を決定する	
	収納物重量*2	21.2 トン以下 (バスケット 1 格子当たり 307 kg 以下)	
(燃料集合体 1 体当たり)			
重量	燃料集合体	269 kg 以下	
	ウラン重量	177 kg 以下	
初期濃縮度	3.1 wt% 以下		
最高燃焼度	[]		
冷却日数	[]		

* 1) 平均燃焼度とは、燃焼度の平均値を示す。

* 2) 収納物重量とは、燃料集合体、チャンネルボックス及びスツールの合計

参 考

【HDP-69B型輸送容器】
容器承認書改訂履歴

回数	申請／届出の内容 根拠法令	差出元記号番号 申請／届出日	容器承認書番号 容器承認書交付日
1 (初回)	初回申請 法律第59条第3項	10NFC(TE)-066 平成22年9月15日	原管廃発第1310162号 平成25年10月25日
1 (今回)	初回申請(Rev.1) 法律第59条第3項	15NFC(TE)-029 平成27年8月24日	原規規発第1510143号 平成27年10月14日

(注)：法律、規則は次のものをいう。(条項番号は改訂当時の条項番号を示す。)

法律：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

規則：核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則